

CAL E 20年の歩みと今後の展望

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CAL E）センター長

村 上 正 子

はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CAL E）は、今年、設立20周年を迎えた。この間、CAL Eの活動を様々な形で支えて下さった多くの方々に、この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

CAL Eの活動は、大きく2つの柱、すなわち研究と教育（人材育成）から成っているが、本稿では、この20年間で、CAL Eが研究と教育それぞれの分野でどのような活動をしてきたかを概観するとともに、今後の展望を述べることにしたい。

1. 最初の10年（2002年から2011年）

CAL Eの前身は、法整備支援・協力とその研究のために、2000年に法学研究科・法学部が法学部創立50周年を記念して寄付を募った基金で運営していた「アジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange）」であり、その2年後の2002年に、名古屋大学に属する国の運営費交付金によって運営される正式の部局として改組され、現在に至っている（名古屋大学における法整備支援の取り組みは、すでに1989年から始まっており、その間に築き上げられた活動経験・ネットワークを引き継ぐ形でCAL Eの活動はスタートしている）。初代センター長の佐々木名誉教授（国際政治）から、杉浦名誉教授（ロシア法・司法制度を含む中央アジア全般の公法）、鮎京名誉教授（ベトナム法）、市橋名誉教授（社会主義体制移行国家における行政法）へとバトンは引き継がれていった。

この間のCAL Eの研究は、文部省特定領域研究「アジア法整備支援」という大型科研の下、体制移行国における法制度の整備のプロセスを対象とし、この10年間で、法整備支援の理論的研究の基盤が築かれた。

教育・人材育成については、名古屋大学大学院法学研究科では、すでに1989年の法整備支援事業立ち上げと同時に人材育成が開始されていた（これについては、奥田沙織（1990年4月から2021年3月まで、法学研究科の留学生担当講師）「1980年代法学部ダイナミズムと法整備支援人材育成 アジアのすそ野に広がる名大法曹家たち」CAL E NEWS 46号2頁以下に詳しい）。さらに、1999年から法学研究科で始まっていた英語による法学教育に加えて、それまでの法整備支援・協力に関する共同研究を通して交流があったカウンターパート大学の要請を受け、日本語を学び、かつ日本語によって日本法も学ぶことができる日本法教育研究センター（CJL）を、順次開設していった。2005年にウズベキスタン・タシケント国立法科大学、2006年

にモンゴル・モンゴル国立大学、2007年にベトナム・ハノイ法科大学、2008年にカンボジア・カンボジア王立法経大学にそれぞれCJLを設置し、名古屋大学から日本語と法学の特任講師を1名ずつ派遣し、現地講師とともに教育するという、唯一無二の取り組みを始め、これがCALEの主力事業へと発展していく（この4つのセンター以外にも、2012年にはベトナム・ホーチミン市法科大学、2013年にはミャンマー・ヤンゴン大学、2014年にはインドネシア・ガジャマダ大学とラオス・ラオス国立大学に、それぞれ拠点が開設されている）。

なお、CALE設立10周年記念のシンポジウムは、「法整備支援から法協力へ—新たな地平の開拓—」というテーマで、主に法学教育支援や教育研究のネットワーク構築、人材育成などが議論された（最初の10年の活動については、市橋克哉「名古屋大学における法整備支援と人材養成—CALE10年の歩みとその将来—」ICDNEWS55号（2013年6月）1頁以下を参照）。

2. 次の10年（2012年から2021年）

センター長は、市橋名誉教授から、小畑教授（国際法・国際人権法）、國分教授（現在は法政大学）（韓国憲法）、藤本教授（法社会学）へと引き継がれていく。

(1) CJLでの教育活動

この間、各国のCJLが順次10周年を迎え、教育のノウハウが確立され、安定した教育を提供できるようになり、着実に修了生が育って様々な場面で活躍するようになった。幸い多くの方々に注目され、政府関係者、研究者や実務家から一般企業の方まで、毎年多くの方々がセンターを訪問され、交流を深められている。修了式にも多くの方に参列頂き、CJLを拠点として、様々なレベルでの国際交流が行われていることは、何よりもそこで学ぶ学生にとって、非常に貴重な体験となっている。活動のいくつかを紹介すると、まず、学年論文という制度がある。これは3年生が自分でテーマを決め、1年間かけて論文を完成させる取り組みである。将来日本に留学を希望する学生にとっては、研究計画を立てる一助にもなるが、それ以外の学生にとっても、自国で今何が問題となっているのかについて、その背景や社会での位置づけを調査し、自分なりの考えをまとめることは、重要である。それから夏季セミナーでは、毎年夏に、各センターから選抜された学生が来日し、専門家の講義を聞いたり、裁判所等の施設を見学したり、ホームステイを通して地元の人々と交流をしたりする。学生にとっては、それまで学んできた日本語を使って実際に日本の文化を体験することはもちろん、各センターの学生と交流し、互いに刺激を受ける貴重な機会でもある。

しかし、2020年初頭からのCOVID-19の世界的流行により、残念なことに、これまでの教育もかなり制約を受けている。ここ数年は、各国のセンターはもちろんのこと、学生が通う現地の大学の授業もオンラインとなり、国によっては大規模なロックアウトが実施されるなど、日本の学生同様、彼らも思うように動けず、交流もままならない状況が続いた（この間のCJLの教育については、藤本亮「C

OVID-19と日本法教育研究センターの教育と研究」ICD NEWS第84号（2020年9月）1頁以下に詳しい）。上記夏季セミナーもオンラインでの実施を余儀なくされたが、それでもできるだけ色々な経験ができるよう工夫した。

(2) 他機関との協力

CAL Eの教育・人材育成活動の発展に欠かせないのが、ICDやJICA等の他機関との協力である。大きなものとしては、2009年から、法務省法務総合研究所、名古屋大学や慶應義塾大学などの大学や研究機関が協力して、主に学生を対象として開催されている法整備支援連携企画が挙げられる。これは、「法整備支援へのいざない」（法務省法務総合研究所主催）、「サマースクール・アジアの法と社会」（CAL E主催）、「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学大学院法務研究科主催）の3つの企画の連携であり、毎年テーマを設けて、それについて法整備支援や国際協力について考える機会と情報を提供するものである。この3つの企画のうちのサマースクールは、上述のCJLの夏季セミナーの行事の一つとなっており、CJLの学生にとっては、日本人の学生との交流の場であり、かつ自分の学年論文を発表し、それを素材に議論するという場でもある。この企画もコロナの影響を受け、2020年からはオンラインで開催されている（今年度からは、JASSOの奨学金を得て、1年間の長期研修と2か月の短期研修というプログラムがスタートしている）。また、JICAの現地専門家の方々には、CJLでの教育に継続的に協力して頂いている。

(3) 国内における人材育成

名古屋大学では、学部や法科大学院でも法整備支援関係の教育に力を入れてきた。例えば法科大学院の「法整備支援論」の講義では、法整備支援の事例研究と理念論、評価手法、各支援機関の実務家による現場での活動についての講義に加え、CJL出身の留学生在が自身の研究を報告することで各国の法制度に触れる機会も設けられている（これについては、小畑郁「名古屋大学法学部における法整備支援関係教育一実績と近年における困難」ICD NEWS第73号（2017年12月）24頁以下に詳しい）。2008年度からは、法科大学院修了生を、各国のCJLに短期派遣し、日本語によって日本法を教えたり、現地の法律関係機関や法整備支援関係事務所を訪問するという事業も行っている。さらに、2017年から始まった学生やアジア法・法整備支援初学者向けの「アジア法整備支援特別講座」に加え、今年度からは、学部1年生を対象とした基礎セミナー（一般教養科目）で、法整備支援の入門講義を行い、アジアへの興味を引き出そうとする新たな試みも始めている。

(4) CJLコンソーシアムの設立

CJLとの関係では、2017年に「日本法教育研究センターコンソーシアム」が設立された。これは、CJL事業をオールジャパンの事業と位置づけ、関係大学、企業、個人の協力の下、アジアにおける法学研究・教育分野の国際交流を促進しようとするものである。

(5) 研究活動

CAL Eの研究も新たな展開を遂げている。2015年には、アジア法交流館が新しく設立され、その落成記念シンポジウムが開催され、「アジア—日本「法協力」の新時代—教育と研究の交錯と発展—」というテーマのもと、CJLの教育において、法学分野の専門日本語教育がどのような要素から成り立っており、どのように結合しているのか、アジア市場経済移行諸国における法典化の特徴を踏まえ、当該国の行政法の法典化に及ぼす影響について、さらにASEAN共同体の構築と法整備支援の課題について議論された。ちなみに、CAL Eの活動は大学からの運営交付金で賄われているが、どうしてもCJLの運営に多くの経費が割かれているため、研究費は、大型科研費を獲得することが必須となる。2013年度以降のCAL E関連の大型科研としては、①科学研究費補助金・基盤研究（A）「ASEAN経済共同体構築による加盟国法へのインパクト」、②日本学術振興会・研究拠点形成事業（B）アジア・アフリカ学術基盤形成型「アジア型立憲主義の解明—人権保障と法的安定性強化のための研究ネットワーク」がある。前半は①のASEAN研究が中心であり、小畑センター長（当時）主導の下で、ASEAN経済共同体の構築が加盟国にどのようなインパクトを与えているかを分析し、現代東南アジア法の共通基盤の可能性を探るという研究が行われた。ASEAN法研究への展望としては、ASEAN地域においては、国境を超える協力の技術的性格を強調する機能主義が根強く残る反面、市場が拡大・緊密化することによって生じる域内の貧富の格差の拡大、環境問題の深刻化、人身売買といった問題を解決するためには、立憲主義とでもいえるべき価値思考を導入することが必要であること、そしてこの立憲主義は、ローカルな次元から（現地の特徴を活かした）共通の価値を発見していくという共同化プロセスを保障する原初的立憲主義であることが望ましいとの方向性が示された（CAL E NEWS 4 2号1頁以下を参照）。

この方向性を引き継ぎ、後半は、アジア立憲主義研究が中心となり、國分センター長時代に研究の基盤が作られ、藤本センター長時代にそれが継続・発展していった。また、2019年度からは、アジズ・イズマトフ特任講師（国際法・国際人権法）がCAL Eの研究をリードしている。2020年1月には、上記②の助成を受け、東アジア、東南アジア、オーストラリア、ユーラシア諸国、ドイツから研究者を招聘し、「アジアにおける立憲主義の諸相—アジア的「文脈」とその論理—」というテーマで、コロナ禍直前の最後の対面での国際色豊かな全体会議が開催された。アジアにおける立憲主義の展開の多様性と共通性、ASEAN地域やユーラシア体制移行国における立憲主義につき、各国の憲法制定の歴史を概観することにより、その特徴を把握し、憲法がいかなる対象を統制するために設計されたかを明らかにすることで、各国の憲法の発展と立憲主義への影響が議論された。

この直後から始まったコロナ感染拡大は、CAL Eの研究テーマや交流にも大きく影響しているが、幸いプラスの方向に働いたといえる。2021年1月末のCAL E年次会議（この年から全体会議という名称から年次会議（annual conference）に

変更)は、「21世紀における市民権(国籍)を巡る闘争とその社会的費用—アジア及びグローバルな傾向」というテーマで、オンラインで開催された。コロナ禍において、コロナによる影響を受ける立場の弱い人を保護するという問題意識から始まり、人権法や法社会学、人類学的観点を取り入れて、アジアにおける国籍や市民権を考えるという、タイムリーかつ地球規模の重要課題について、アジア各国から、そして多角的な視点からの比較・分析がなされた。この研究成果については書籍化(英語)を予定している。また、2019年8月からは、法学研究科と連携し、「アジア及び周辺国家における立憲主義」というワークショップシリーズを開催し、オンラインを活用して参加者の対象を広げ、ASEANとユーラシア(旧ソ連、モンゴル等)における立憲主義のダイナミクスを取り上げた。体制移行過程で、憲法がどのように発展してきたか、制度の中でどのようなメカニズムが生まれてきたか、権威主義が進んでいったのはどのような要因からか等が議論され、このうちユーラシアの部分は書籍化された(Ismatov, Aziz/Küpper, Herbert/Obata, Kaoru (Eds.), *Dynamics of Contemporary Constitutionalism in Eurasia: Local Legacies and Global Trends*, Berliner Wissenschafts-Verlag, 2022)。

2022年2月に開催された年次大会は「グローバル化の文脈における現代アジア型立憲主義のアイデンティティとダイナミクス」と題し、ロシア、ウズベキスタン、中国、韓国、インドネシアの研究者が参加し、それぞれの国における憲法諸問題について議論がされた。ここでは、アジア諸国の憲法が、西洋型の民主主義及び法の支配を取り入れようとする試みと、それに対抗し、伝統主義や植民地化へと回帰する動きとが相対立する様が指摘され、アジア諸国それぞれの憲法の有する多様性について、様々な意見交換がされた。この大会では、初めての試みとして一部一般からのスピーカを募るなど、コロナ禍において、費用のかからないオンラインを活用することで、CALEのパートナー国以外の研究者や研究組織との新たなつながりが増えて、ネットワークが広がった(CALEとの関係のみならず、CALEをハブにして新たな関係が構築される)感がある。

3. CALE 20周年記念式典・シンポジウム

2022年9月20日・21日の両日に、CALE 20周年記念式典・シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、CALEの年次会議も兼ねており、タイトルは「Promoting Legal Research, Education, and Cooperation in Asia: Learning from the Past, Looking to the Future (アジアにおける法研究・法学教育及び法協力の促進：過去から学び、未来を見据えて)」とした。このタイトルには、これまでCALEの教育・研究活動を支えてくださった方々への感謝と、先人たちが培ってきた実績への敬意を示すとともに、それを踏まえて、これからCALEがどのように発展していくのか、その新たな方向性を示す意味を込めた。コロナ感染が少しずつではあるが落ち着いてきたこともあり、海外から修了生及び研究者を招聘し、ハイブリッド方式ではあるが、CALE

及び法学研究科にとっては、久しぶりの大きなイベントとなった。第1セッションの記念式典では、文科省より西條正明大臣官房審議官、法務省より上富敏伸法務総合研究所長からご祝辞を頂き、また葉梨康弘法務大臣（当時）からは特別感謝状も授与された。法学研究科同窓生の代表として、ベトナムからはダン・ホアン・オアイン司法副大臣がビデオメッセージで感謝と祝辞を述べられた。記念式典は、牧野絵美C A L E副センター長による、C A L E 20年間の歩みを写真とともに振り返る活動報告で締めくくられた。第2セッションは、名古屋大学大学院法学研究科の英語コース・日本語コース含め様々な留学プログラムで研究し、現在各国で活躍している修了生9名が、3つのサブセッションに分かれて、かつての研究テーマのその後の発展や、現在の研究について報告をした。当時の指導教員を含め当日参加した法学研究科の教員や現役の法学研究科の在学生たちとの意見交換により、アジア比較法研究と留学生教育との融合が実現した。続くハイブリッドによる同窓会には、森寫昭夫名古屋大学名誉教授ほか、法整備支援黎明期の各国のレジェンドの方々や、法学研究科O Bの先生方、各国の修了生と現役の留学生が参加し、旧交を温めたり、新たな出会いが生まれるなど、短い時間ではあったが有意義な交流ができた。

翌日は研究関連のセッションとして、「法協力の理念の変容—アジアにおける新たなアクターの登場とその課題（The Transformation of Legal Cooperation Philosophy: New Actors and Challenges in Asia）」と、「アジアにおける比較法—外国法と法の継受の美德（Comparative Law in Asia: Foreign law and the Virtue of Legal Transformations in Asia）」を開催した。前者では、アジア諸国間の様々な法協力に着目し、日本（I C D茅根航一教官）、中国（オックスフォード大学東洋学部 Matthew Erie 准教授）、韓国（韓国法制研究院崔桓容上級研究員）が、それぞれどのような方法や理念に基づいて法協力をを行っているか、その特徴を比較することで、法協力の理念の変容について議論した。後者では、アジアの公法及び私法の領域、具体的には、東アジアにおける人権とジェンダー（メルボルン大学 Suzan Kneebone 教授）、A S E A N競争法（シンガポール国立大学 Burton Ong 准教授）、中央アジア憲法（名古屋大学（C A L E）Aziz Ismatov 特任講師）、モンゴル土地法（法学研究科修了生・モンゴル国立大学 Gangabaatar Dashbalbar 教授（モンゴル憲法裁判所判事））において、外国法がどのように国内法に取り入れられ、既存の法体系と整合し、あるいは独自に形作られていったかについて議論された。両セッションにおける報告は、いずれもC A L Eの今後の研究の展開にとっても非常に示唆的なものであった。

4. 今後の展望—これからの10年

現在C A L Eに関わる主な法学研究科の教員は、C A L Eセンター長（民事手続法）、C J Lセンター長の松尾陽教授（法哲学）、C A L E副センター長の松田貴文准教授（民法）であり、アジア法を比較法対象として研究をしてきたわけではない。これまでとは大分毛色の異なるメンバーで、今後C A L Eの研究をどのように発展させていく

のか、現在模索中である。その際に常に指針としているのは、CALEという名称が示す、法の交流（legal exchange）である。大学という研究・教育機関、その中でも法学研究科という法学・政治学に特化した組織の中にあるセンターとして、またCJLという独自の教育組織を運営するCALEだからこそできる法の交流を考えてみると、色々な可能性が見えてくる。

(1) 修了生と目指す新たな研究の可能性

CALEの研究を、アジアにおける法の継受のプロセスについての研究とすると、最初の10年は、体制移行国における法整備のプロセス、次の10年は、基本法たる憲法や基本的人権など、制度の根幹を、それぞれ対象としてきた。これからの10年は、個別の分野で整備された法や制度が、それぞれの国の文化や社会情勢を踏まえてどのように発展してきたかを検証しようと考えている。多くのアジア諸国は、体制移行の過程で、法整備支援を受けつつ様々な分野の法制度を形成してきたが、単なる法の移植に止まらず、自国の習俗や文化、既存の制度に合わせて独自の法体系を作り上げてきた。このような多様な法の継受のプロセスを検証し、さらには多様な法整備支援プロジェクトを相互に比較し、それらに必要な情報を共有・交換する場を、CALEが提供できるのではないか。CALEのこれまでの活動を俯瞰的な視点で見直すという意義もある。ここで必要となる情報は、今年度で400名を超えるCJLの修了生、さらには法学研究科の多様な留学生教育プログラムの修了生とのネットワークを持つCALEだからこそ、得られるものも多い。アジア法研究者ではない我々にとっては、指導した院生の研究テーマや自分の研究分野を活かした、修了生との双方向的な研究交流に基づく新たなアジア比較法研究の可能性が見えてくる。

(2) 日本法への還元

重要なのは、研究を通して得た情報を、互いの国の国内法改革の実践にフィードバックし、活用することであり、日本法への還元があつてこそ、双方向的な研究交流といえよう。今後の研究では、労働問題、家族問題、消費者問題、環境問題、法専門職問題などの、世界に共通する問題について、ASEAN統合等のグローバル化の中での法のあり方、共通の法的基盤をどこまで確立できるのか、というアジア法の普遍性を志向する一方で、それぞれの国の歴史や文化、社会情勢を踏まえて発展してきたアジア法の特殊性を尊重するという、この2つの方向性を相補的なものとしてとらえる中で、アジア法としての日本法の意義を改めて問い直すことを試みる。この日本法へのフィードバック、私の場合は、民事紛争解決のあり方を問い直す契機とすること（川嶋四郎「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得—民事訴訟法研究者の視点から—」ICD NEWS第48号（2011年9月）1頁以下参照）が、私にできるアジア法との交流であり、今後CALE全体で目指していく研究であると考えている。

(3) 留学生教育の向上

また、今後日本の大学は、アジアからの留学生の受入れを今まで以上に拡大強化

していく方向にある。CALE・CJLは、アジアからの留学生向けの法教育方法のノウハウや、そこでの課題について、情報を交換し共有する、法の交流の場として位置づけられる。例えば、今年の法整備支援連携企画の第二弾として開催したサマースクールでは、「アジア諸国の法学教育の現状と課題」をテーマに取り上げ、アジアの（旧）社会主義国が市場経済体制への移行を開始してからの30年間で、それらの国での法学教育がどのように変化したか、研究者による日本やソ連の法学教育について、さらにはCJLの修了生たちがウズベキスタン、モンゴル、カンボジアの法学教育の現状と課題について報告をし、各国の法学教育、法教育のあり方のイメージを共有した。さらに、現在、傘谷祐之CALE特任講師（CJL法学統括）主導のもとで、カンボジアを素材として、開発途上国出身の学生を対象とした基礎的法学教育モデルの開発に関する研究や、若手研究者や実務家との協働による持続可能な法学教育・研究活動のための調査研究が行われており、今後調査対象を他のCJL設置国にも広げたいと考えている。教育・人材育成については、藤本亮前センター長と瓦井由紀CALE特任講師（CJL日本語統括）主導のもとで、「外国語としての日本語学習と法学学習の統合による教育効果の検討とその検証方法の研究」というテーマで、今後ますます増加する留学生・在外の潜在的留学生に対する日本語教育、法学教育、さらには教育測定学（テスト理論）の学際的研究領域の構築を目指している。このような研究は、長年のCJLでの教育の実績を活用するものであり、CALEならではの研究といえる。そして、これらの調査・研究によって得られた成果を共有することで、留学生教育の向上に貢献できる。

(4) 企業や地域社会との連携

企業や地域社会との連携も重要である。CALEの前身であるアジア法政情報交流センターは、元々地元企業の協力があって始まったものであり、また現在でも、留学生に対する奨学金など多くの支援を頂いている。CALEのパートナー機関とのネットワークをビジネスへどのように展開できるか、留学生との交流はもちろんのこと、企業や行政に共通の課題を、CALEのネットワークを活用してアジア諸国と共有することで、解決の糸口を探る、ということも考えられるかもしれない。留学生教育の向上や企業との連携には、CJLコンソーシアムの果たす役割も、今後重要になる。

(5) 日本国内への発信

今後の課題としては、法整備支援を支える若手研究者の育成も挙げられる。そのためには、これまでの、そしてこれからのCALEの研究成果を、特に日本語で国内に向けて発信することが必要である。すでに述べたように、最近研究成果の英語による発信は順調であるのに対して、日本語による継続的な研究発信は、CALENEWS（年2回発行）以外、これまであまりなかった。国内におけるCALEの研究機関としてのプレゼンスを高め、国内研究者の育成につなげるためには、できるだけ多くの人の目に触れる法律系の商業誌等に、継続的に研究成果を公表していくことが求められる。最近では、ミャンマーの政変を受けて、ミャンマー法を専門とする牧野絵美

講師（CALE・CJL副センター長）が、「国軍によるミャンマー政変と2008年憲法」法学セミナー66巻8号69頁以下（2021年8月）を公表したり、2022年2月に開催されたCALEの年次会議での、2020年のロシア憲法改正についての報告が、現下のウクライナ戦争を読み解くうえで示唆に富むと考え、「特別企画 2020年憲法改革とロシア『立憲主義』の転轍 —ウクライナ戦争への予兆？」法律時報94巻11号（2022年10月）83頁以下で、その概要を公表している。また、現在法学研究科の博士課程に在籍中のCJLウズベキスタン修了生と法学研究科の教員による共同論文（横溝大=ハキモフ・アハドジョン「アジアにおける私法統一—東南アジア及び中央アジアを中心に」論究ジュリスト35号（2020年）219頁以下）も公表されている。これらの取り組みを継続し、ちょっと違った視点から日本の法制度や政治を見つめなおすことの面白さを伝えることで、これからの新たな「法の交流」を担う人材を育成すること、より一般的には日本人学生の国際化の促進につなげることも、法学研究科ならではの日本人研究者養成の途であり、CALEの重要な役割と考えている。

おわりに

法整備支援という言葉は誤解されやすい。「整備や支援ってずっと続くものじゃないよね、いつまでやるの？」と聞かれることもしばしばである。「支援から協力へ」というスローガンも、過去のICD NEWSの記事やCALEの全体会議のテーマとして繰り返し取り上げられてきたが、支援と協力は一体のものと説明されるし、法整備支援は、*legal cooperation* と表現されることが多い。法整備、支援、協力、それぞれの言葉は何となくわかるが、全体としてはふんわりしていて、正直、実際何をやっているのかわかりづらい。さらにその理論的研究となると、私のような新参者にはかなりハードルが高かった。これまでは、法整備支援、アジア、というワードが出ると、自分には関係ないかな、と思いがちであった。CALEセンター長が情けない話ではあるが、今回、CALE 20周年記念のシンポジウムを開催し、またこの巻頭言執筆のために、CALEのこれまでの活動、特にその研究の展開について、ICD NEWS やCALE NEWSを含め過去の資料を読み、何とか体系的にまとめようとする過程で、ようやく、法整備支援の何たるか、またその理論的研究の意義の一端がわかりかけてきた程度である。

しかし、わかる人、興味のある人だけに伝わればいい、というのでは、発展しないし後継者も育たない。法整備支援のあり方は、相手国の社会情勢やニーズ、周辺地域との関係によっても変わり得るものであり、何をやっているのか、それが日本にとってどのような意味があるのかを、地道に、わかりやすく、具体的に伝えていくことが、法整備支援の一端を担うCALEの、今後の重要な役割であると考えている。

以上、あれもこれもと思ううちに、長文かつまとまりのない巻頭言になってしまった。今後の展望についても期待と不安が半々ではあるが、引き続き皆様のご指導・ご協力を賜れば幸いです。